

## シリーズ企画

# 東京都受動喫煙防止条例制定の 再要望書を提出

産業医科大学産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 教授 大和 浩

2015年8月31日、2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに諸外国で行われているようにレストランやカフェ・バー（居酒屋）を含む屋内全面禁煙を求める2回目の要望書が提出されました（「禁煙推進学術ネットワーク」のホームページ、「活動の内容」にアップされています）。

前回2014年7月29日、1回目の要望書が禁煙推進学術ネットワークから都知事に提出され、8月17日のフジテレビ「新報道2001」で舛添都知事が「議会で受動喫煙防止条例を通せばできますから。これ、やりたいと思います」と発言しましたが、都自民党幹事長から「分煙を認めるように」という緊急要望書が提出され、尻すぼみになった経過は本医報の2015年3～5月号で解説しています。

1回目の提出先は都知事だけでしたが、今回は都知事（舛添要一氏）、都議会議長（高島なおき氏）、都オリンピック・パラリンピック準備局長（中嶋正宏氏）、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長（森喜朗氏）、公益財団法人日本オリンピック委員会会長（竹田恆和氏）、オリンピック・パラリンピック担当大臣（遠藤利明氏）、文部科学大臣（下村博文氏）の7人に増やしました。提出した団体も禁煙推進学術ネットワークに加え、日本医師会、日本医学会との共同による要望書です。記者会見には、東京都医師会も参加を希望され、写真1のように多くのメディアが注目した会見になりました。

それもそのはず、記者会見の顔ぶれがすごいで



(写真1)多くの報道陣が詰めかけた記者会見



(写真2)記者会見席の皆さん

す。写真2の左から日本医師会副会長の今村聡先生。東京都受動喫煙防止対策検討委員会に日医代表として参加され、屋内全面禁煙と分煙容認の両論併記でお茶を濁そうとした会議の流れを阻止した立役者です。2人目は、103歳になって益々お元気な日野原重明先生。喫煙対策には強い関心を持たれています。3人目は日本医学会の代表、高久史麿先生。そして、24の医・歯学会で構成される禁煙推進学術ネットワークの委員長、藤原久義先生。5

人目はこの記者会見のことを知り、急きょ参加された東京都医師会会長の尾崎治夫先生です。都医師会のホームページには「諸外国並みに、国民の健康を守るというスタンスから、タバコ対策を打ち出す時期に来ていると考えています。東京五輪開催は、一つの好機であり、都民の健康を守るため国あるいは都レベルでの罰則付きの受動喫煙防止法の制定に向け、他の医療専門団体や地区医師会と連動してしっかりとした運動を展開していきます」と新会長としての抱負を述べられています。一番右は禁煙ジャーナル編集長の渡辺文学氏です。日本で唯一、タバコ対策で生計を立てておられる方です。

この記者会見、実は7月下旬に予定されておりました。内容から見て分かるように私の調査資料に基づいており、私も参加する予定でした。ところが、新国立競技場の問題で都側に受け取る余裕が

なく、8月に延期され、さらに、重鎮の日程と私のスケジュール（愛知県庁主催の講演会）が合わずに出席できませんでした。日本医学会のレジェンドと握手できる機会を逃してしまいました（残念!）。でも、多くのメディアで取り上げられたので、今後の活動の励みになりました。国立競技場、エンブレム問題と失点が続いていますが、屋内全面禁煙化では成功して「五輪がきっかけで東京、日本の空気が良くなった」という正のレガシーになるように頑張っていきたいと思えます。

9月19日に東京都公明党の野上純子都議の呼びかけで、107人の国会議員、区議、市議に講演する予定ですので、次号ではその報告をしたいと思います。

（18～24ページに提出された  
再要望書の全文と添付資料）

#### 〈広報委員会のおまけ情報(その1)〉

毎月下旬に開催される本委員会は、終了後に反省会を兼ねた会食を行っています。昨年7月に初めて誘われたとき「禁煙のお店ですよ」と高嶋委員長におそろおそろ尋ねたところ、「大和先生の禁煙・嫌煙はみんな知っていますから、もちろん、禁煙です」ということで医師会の近くの「ルビー」という禁煙のお店に連れて行っていただきました。その後も「ベリゴール」「聘珍樓」「プリマベアラ」と禁煙のお店で反省会は行われてきました。タバコ嫌いなドクターが増えてきたので、このような禁煙のレストランの情報を医報でお知らせしてドクターが通う⇒禁煙のお店が儲かる⇒それをみた喫煙レストランが禁煙に踏み切ることが期待できます。つまり、禁煙レストランの広報は社会の受動喫煙対策の推進に寄与する、社会公益性につながるわけです。

第一弾として「韓国創作料理・雪姫亭」を紹介します。市医師会から徒歩5分という近さです（小倉北区馬借2-1-26）。8月は前委員、顧問、事務担当者も参加する納涼会でした。6月から参加された大淵委員も私同様、全面禁煙のレストラン以外は利用しないので大満足です（写真）。本場の韓国料理ですから肉料理がおいしかったのはもちろんですが、野菜料理も、最後のおかゆも絶品でした。下の写真の前列右端が韓国人のオーナー、吉川雪姫さんです。個室もあるので、今度は家族で食べに行きたいと思いました。電話：093-533-5139、日曜定休、18～24時、終日

全面禁煙(収容24人)。

これからも、反省会に行った禁煙レストランをシリーズで紹介いたします。また、全面禁煙レストランの情報をお持ちの方は広報委員会までご一報願います(担当:大和)。



平成 27 (2015) 年 8 月 3 / 日

東京都知事 舛添 要一 様  
東京都議会議員 高島 なおき 様  
東京都オリンピック・パラリンピック準備局長 中嶋 正宏 様  
東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会会長 森 喜朗 様  
公益財団法人日本オリンピック委員会会長 竹田 恆和 様  
オリンピック・パラリンピック担当大臣 遠藤 利明 様  
文部科学大臣 下村 博文 様

24 学会禁煙推進学術ネットワーク\*

公益社団法人 日本医師会

日本医学会

- |     |              |             |             |
|-----|--------------|-------------|-------------|
| * ( | 日本内科学会       | 日本小児科学会     | 日本産科婦人科学会   |
|     | 日本麻酔科学会      | 日本癌学会       | 日本公衆衛生学会    |
|     | 日本呼吸器学会      | 日本循環器学会     | 日本心臓病学会     |
|     | 日本肺癌学会       | 日本人間ドック学会   | 日本頭頸部癌学会    |
|     | 日本動脈硬化学会     | 日本産業衛生学会    | 日本血管外科学会    |
|     | 日本性機能学会      | 日本疫学会       | 日本口腔衛生学会    |
|     | 日本口腔外科学会     | 日本歯周病学会     | 日本歯科人間ドック学会 |
|     | 日本口腔インプラント学会 | 日本有病者歯科医療学会 | 日本口腔腫瘍学会    |
|     | )            |             |             |

## 2020 年オリンピック・パラリンピック成功に向けて

### 東京都受動喫煙防止条例制定の再要望書

謹啓

貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、2020年の東京でオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定され、関係省庁、舛添都知事、都議会、大会会長・準備運営局、関係者の皆様の活動に敬意を表します。

禁煙推進学術ネットワークは、10万5千人の会員を有する日本内科学会を筆頭に、上記の医科・歯科学会が個別に禁煙推進の活動を行いながら、学会間で情報共有を行い、わが国の喫煙対策の推進に寄与することを目的に活動しています。2014年7月29日、舛添都知事に本趣旨の要望書<sup>1)</sup>を提出しましたが、今般、日本医師会ならびに日本医学会との連名により、あらためてオリンピック・パラリンピック大会の関係各位に要望する次第です。

**要望：飲食店等のサービス産業を含むすべての屋内施設を全面禁煙とする罰則付きの  
東京都受動喫煙防止条例を大会までに成立させること**

世界保健機関（WHO）は、能動喫煙により全世界で年間540万人<sup>2)</sup>（わが国では13万人<sup>3,4)</sup>）が、他人の煙を吸わされる受動喫煙では年間60万人<sup>2)</sup>（わが国では6,800人<sup>5)</sup>）が死亡していることを報告し、タバコの消費の抑制を目的とした「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(WHO-FCTC)」を2005年に発効させました。すでに、わが国を含む180カ国が批准しています<sup>6)</sup>。第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」<sup>7)</sup>では、「喫煙室や空気清浄機などの分煙対策では受動喫煙を防止できない」と結論し、罰則のある法律により飲食店等のサービス産業を含むすべての屋内施設の全面禁煙化を求め、2015年4月時点で45カ国（アメリカは26州）が屋内を全面禁煙とする法律を施行しています（資料1）<sup>8,9)</sup>。医学的にはサービス産業を含む屋内を全面禁煙とする受動喫煙の法的規制は心筋梗塞、その他の心臓病、脳卒中、喘息などの呼吸器疾患による入院を減少させること、禁煙化の範囲がレストランのみならず居酒屋やバーを含むほど減少効果が大きいことが多くの研究で明らかになっています（資料2）<sup>10)</sup>。

また、国際オリンピック協会（IOC）は1988年のカルガリー大会以降、オリンピック大会での禁煙方針を採択し、2004年のアテネ大会以降は冬季大会も含め、飲食店等のサービス産業を含むすべての屋内施設を全面禁煙とする罰則付きの受動喫煙防止法が施行されている国で行われてきました（北京市は条例で市内を禁煙化）。さらに、2010年、IOCとWHOは「健康的なライフスタイルに関する合意文書」に調印し、タバコを排除したスモークフリー・オリンピックの姿勢をさらに強化してきています。そのため、受動喫煙防止法が未整備だった国では、開催前に屋内を全面禁煙とする法律が施行されています。例えば、ロシアは2014年のソチ大会がきっかけとなり屋内施設が全面禁煙化され、2018年の平昌（ピョンチャン）大会を控えた韓国でも2015年1月から同様の法律が施行されました。なお、2016年のリオデジャネイロ大会が予定されているブラジルではすでに屋内施設は全面禁煙となっております。

一方、わが国は、2003年に施行された健康増進法で「施設管理者は受動喫煙を防止するように努めなければならない」とされましたが、努力義務であるため、飲食店等のサービス産業の多くは自由に喫煙できる状況です。そのような喫煙店で喫煙によって発生した微小粒子状物質（PM2.5）を測定したところ、大気汚染が社会問題となっている北京市と同レベルであること（資料3）<sup>11,12)</sup>や新幹線N700系の喫煙室のような高度の分煙装置を持つ室からも喫煙者が退出する際に身体の後に来る空気の渦によりタバコ煙が禁煙席に持ち込まれることは前回の要望書で示しました<sup>1)</sup>。また、サービス産業の喫煙室で働く従業員は、毎日、高濃度の職業的な受動喫煙に曝露されることとなります。特に、飲食店等では多くの高校生や大学生がアルバイトとして働いており、未成年者が受動喫煙に曝露されていることは許容できない問題です。

このような状況を憂慮したWHOは、2014年9月、東京オリンピック・パラリンピックにむけて「WHO-FCTC条約事務局は、東京が100%禁煙となることを強く支持する（Head of the Convention Secretariat strongly supports 100% smoke-free Tokyo）」と表明しています<sup>13)</sup>。さらに、2015年3月に来日したWHOの喫煙対策を担当する生活習慣病対策局長、ダグラス・ベッチャー氏は国会議員に人口700万人を超える世界21大都市の喫煙対策の履行状況の一覧表（資料4）を示しながら、日本（東京）は最も遅れた国（都市）であることを強調し、東京オリンピック・パラリンピックの準備

として屋内を全面禁煙とする法律 (条例) が必要であると述べました<sup>13)</sup>。

東京都受動喫煙防止対策検討会 (2014年10月29日—2015年5月29日) では大多数の委員から「『罰則つきの条例が必要である』という結論をだすべきである。」という意見が出され<sup>15)</sup>、5月29日に開催された第6回検討会では「2018年までに条例化について検討を行うこと」になったことが報道されています<sup>16)</sup>。

また、2014年11月21日、東京都医師会を筆頭に131団体で構成される「受動喫煙のない日本をめざす委員会 (会長: 健康・体力づくり事業財団理事長、下光輝一氏)」から「東京都受動喫煙防止条例の請願と条例案の提出について」が提出され<sup>17)</sup>、2014年11月15日、国会においても超党派の「東京オリンピック・パラリンピックに向けて 受動喫煙防止法を実現する議員連盟」(会長: 自由民主党、尾辻秀久参議院議員) が結成され<sup>18)</sup>、わが国でも諸外国のように屋内を全面禁煙とする規制を求める機運が高まっています。さらに、日本学術会議からも5月20日に東京都に対して同様の内容の緊急提言がなされています<sup>19)</sup>。また、5月28日に国立がん研究センターの調査では「東京オリンピックに向けて、罰則つきの規制 (法律や条例) を求める意見が過半数であった」ことが分かりました<sup>20)</sup>。

貴職におかれましては、これらの状況を勘案し、全世界から来日する選手、関係者、観光客を国際標準に合致したきれいな空気で「おもてなし」すべく、東京都受動喫煙防止条例の制定を実現させていただきますよう、強く要望いたします。

謹白

(お問い合わせ先)

禁煙推進学術ネットワーク委員長 藤原久義  
〒660-8550 兵庫県尼崎市東難波町 2-17-77  
兵庫県立尼崎総合医療センター 院長室内  
TEL: 06-6480-7000 FAX: 06-6480-7001  
E-mail: info@tcr-net.jp

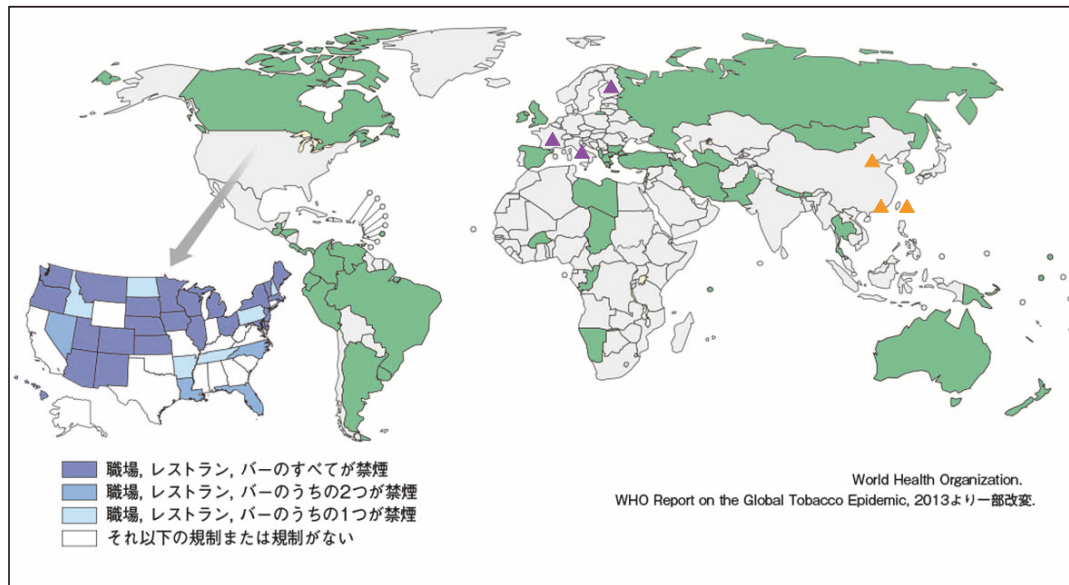
【参考文献】

- 1) 禁煙推進学術ネットワーク. 2020年オリンピック・パラリンピック成功に向けて、東京都受動喫煙防止条例制定の要望書  
<http://tobacco-control-research-net.jp/action/tokyo.html>
- 2) WHO report on the global tobacco epidemic 2011  
[http://www.who.int/tobacco/global\\_report/2011/en/](http://www.who.int/tobacco/global_report/2011/en/)
- 3) 厚生労働省. 健康日本 21 (第二次)  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21\\_02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/dl/kenkounippon21_02.pdf)
- 4) Ikeda N, et al. What has made the population of Japan healthy? Lancet 378: 1094-1105, 2011

- 5) 片野田耕太, 望月友美子, 雑賀久美子, 祖父江友孝. わが国における受動喫煙起因死亡数の推定. 厚生の指標. 57: 14-20, 2012.
- 6) Parties to the WHO Framework Convention on Tobacco Control  
[http://www.who.int/fctc/signatories\\_parties/en/](http://www.who.int/fctc/signatories_parties/en/)
- 7) WHO report on the global tobacco epidemic 2013  
[http://www.who.int/tobacco/global\\_report/2013/en/](http://www.who.int/tobacco/global_report/2013/en/)
- 8) 厚生労働省. WHO たばこ規制枠組条約第 8 条の実施のためのガイドライン「たばこ煙にさらされることからの保護」  
[http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8\\_guideline.pdf](http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/dl/fctc8_guideline.pdf)
- 9) CDC State Tobacco Activities Tracking and Evaluation (STATE) System.  
<http://apps.nccd.cdc.gov/statesystem/InteractiveReport/InteractiveReports.aspx?MeasureID=2>
- 10) Tan CE, Glantz SA. Association between smoke-free legislation and hospitalizations for cardiac, cerebrovascular, and respiratory diseases. A meta-analysis. Circulation. 126: 2177-2183, 2012.
- 11) 在中国日本大使館. 北京市の大気汚染について: 微小粒子状物質“PM2.5”による汚染の現状と対策 (PPT) (2015年2月15日版)  
[http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular\\_j/joho150213\\_j.htm](http://www.cn.emb-japan.go.jp/consular_j/joho150213_j.htm)
- 12) 大和 浩, 姜 英, 太田雅規. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」第 8 条「たばこの煙にさらされることからの保護」について. 日本衛生学雑誌. 70: 3-14, 2015.
- 13) WHO FCTC. Head of the Convention Secretariat strongly supports 100% smoke-free Tokyo  
<http://www.who.int/fctc/implementation/cooperation/japan/en/>
- 14) 東京オリンピック・パラリンピックに向けて 受動喫煙防止法を実現する議員連盟  
WHO ダグラス・ベッチャー局長講演会開催報告  
<http://smokefree-giren.net/archives/81>
- 15) 東京都第 5 回受動喫煙防止対策検討会  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenboushitaikaku\\_kentoukai/5th/](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kensui/kitsuen/judoukitsuenboushitaikaku_kentoukai/5th/).
- 16) 時事通信 5月29日 受動喫煙防止条例、見送りへ＝検討会「国が規制を」－東京都  
<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201505/2015052900992&g=pol>
- 17) TOKYO MX NEWS 受動喫煙のない日本に 東京五輪までにたばこの煙のない環境へ  
<http://s.mxtv.jp/mxnews/kiiji.php?date=201411306>
- 18) 東京オリンピック・パラリンピックに向けて 受動喫煙防止法を実現する議員連盟公式 Web サイト  
<http://smokefree-giren.net/>
- 19) 日本学術会議. 健康・生活科学委員会・歯学委員会合同 脱タバコ社会の実現分科会. 東京都受動喫煙防止条例の制定を求める緊急提言  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-t212-2.pdf>
- 20) 国立がん研究センター. 東京オリンピックのたばこ対策について都民アンケート調査報告書.  
[http://www.ncc.go.jp/jp/information/press\\_release\\_20150528.html](http://www.ncc.go.jp/jp/information/press_release_20150528.html)

資料 1. 屋内施設 (以下の 8 分野) が全面禁煙である国 (緑)、州

(医療施設、官公庁、公共交通機関、大学、大学以外の教育施設、一般の職場、  
食事を主とするレストラン、飲物を主とするカフェ・バー・居酒屋)



注)

(1) 2015年1月より屋内を全面禁煙化した韓国の状況も反映

(2) ▲をつけた国はレストランやバーに喫煙室の設置を容認しているが、下記のような厳しい条件があるため、実質的には全面禁煙となっている。

- フランス：①1時間の換気能力が、設置場所の10倍に相当する強換気装置を装備していること  
②換気装置は該当建築物の換気・空調機構から完全に独立している必要があること  
③喫煙場所は隣接する部屋より、5パスカルよりも陰圧に維持されなければならないこと  
④意図せず開放する可能性の無い自動ドアを備えていること  
⑤通路に面していないこと  
⑥該当施設の面積の20%を超えず、最大で35平米以下であること

(WHO FCTC, Parties' reports, 2014より)

- イタリア：①天井に届く壁によって四方の境界を画されていること  
②通常閉じており、自動で閉鎖するドアのある入口が設置されていること  
③上記の規定に合致する適切な標識が掲示されていること  
④非喫煙者が通行を余儀なくされる空間にあたらないこと  
⑤喫煙者のための空間の強制排気量は収容人数一人当たり毎秒30L相当であること  
⑥喫煙室のための空間は周囲の区画と比較して5パスカルよりも陰圧に維持すること  
⑦飲食店の場合、営業面積の半分を超えてはならないこと  
⑧喫煙者のための空間から発生する空気は再循環しないこと、など。

(芦田 淳, 外国の立法, 229, 133-146, 2006)

- フィンランド：①喫煙専用室からタバコ煙が漏出してはならないこと  
②飲食物を提供したり、飲食したりすることは禁じられていること

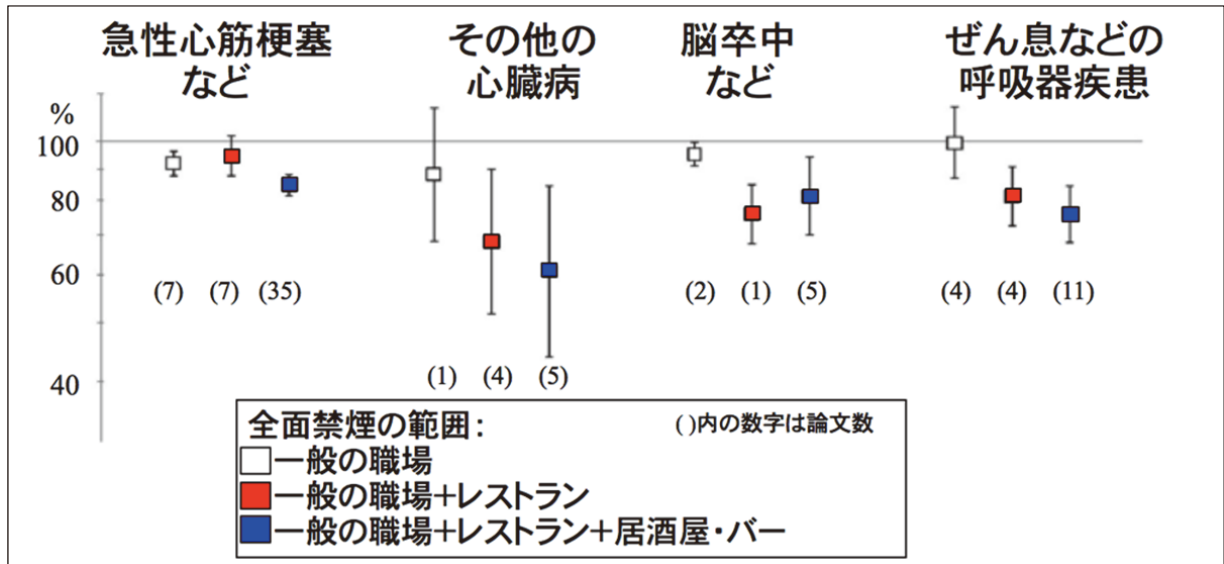
(WHO FCTC, Parties' reports, 2014より)

(3) ▲をつけた北京は2015年6月1日よりレストランやバーを含め全面禁煙化、

台湾は2009年に「煙害防止法」によりレストランを含む公共的施設が全面禁煙化、

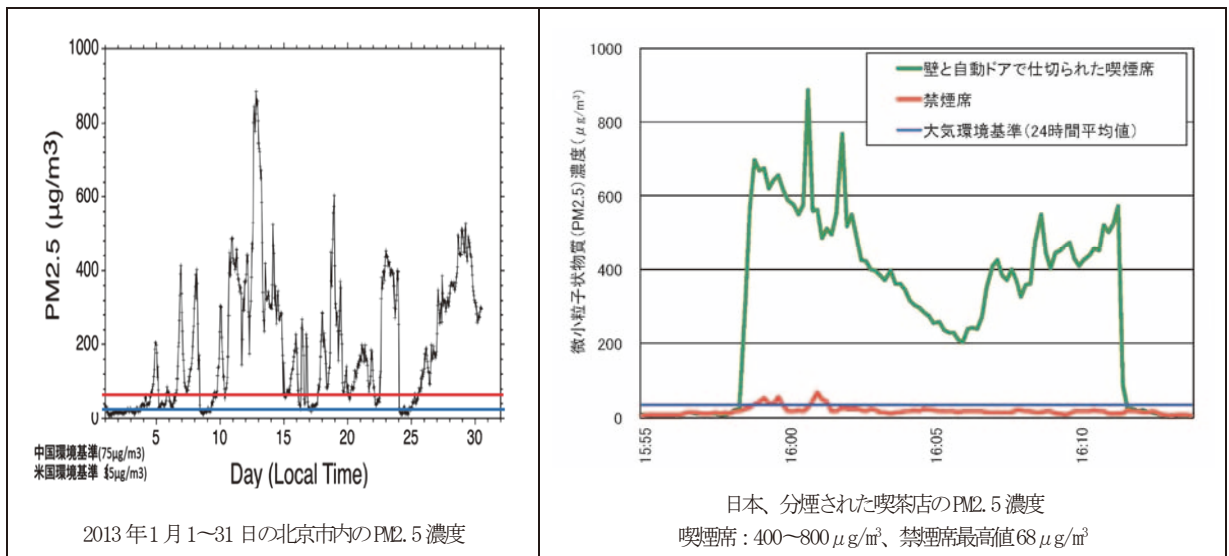
香港は2007年にレストランが禁煙化され、2009年にバー、麻雀店等も全面禁煙化された。

資料2. 受動喫煙防止法による国民の入院数の減少（禁煙化の範囲が広いほど減少度合いが大きい）



Tan CE, Glantz SA. Circulation. 126: 2177-2183, 2012.

資料3 喫茶店の喫煙室と北京でのPM2.5の比較



資料 4. 人口 700 万人以上の 21 の大都市における喫煙対策の良否の一覧 (2015 年 6 月時点)

表. 人口700万人以上の21の大都市における喫煙対策の良否の一覧

都市	国	完全な無煙環境 (屋内施設の全面禁煙)	禁煙支援	大きな画像入りの 警告表示	広告・販促・後援 の全面禁止	タバコ税が 価格の75%以上
上海	中国	×	×	×	×	×
ムンバイ	インド	△	×	▲	×	×
北京	中国	○	×	×	×	×
サンパウロ	ブラジル	○	○	○	○	×
モスクワ	ロシア	○	×	×	▲	×
ソウル	韓国	○	○	×	×	×
デリー	インド	△	×	▲	×	×
重慶	中国	×	×	×	×	×
カラチ	パキスタン	○	×	×	×	×
メキシコシティ	メキシコ	○	▲	○	×	×
ジャカルタ	インドネシア	○	×	×	×	×
広州	中国	×	×	×	×	×
東京	日本	×	□	×	×	×
リマ	ペルー	○	×	○	×	×
ニューヨーク	アメリカ合衆国	○	○	×	×	×
武漢	中国	×	×	×	×	×
天津	中国	×	×	×	×	×
カイロ	エジプト	×	×	○	×	×
テヘラン	イラン	○	○	○	○	×
深圳	中国	×	×	×	×	×
香港	中国	○	○	○	○	×

○:達成、△:厳しい条件で喫煙室の設置が許される、▲:達成予定、×:未達成、

□:日本では禁煙治療に医療保険が適用されるが、無料の禁煙相談電話のシステムが整備されていない

WHO生活習慣病予防局長 ダグラス・ベッチャー氏のスライドを元に作成

WHO report on the global tobacco epidemic 2013: Enforcing bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship  
[http://www.who.int/tobacco/global\\_report/2013/en/](http://www.who.int/tobacco/global_report/2013/en/)